

(12)特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有権機関  
国際事務局



(43) 国際公開日  
2004 年 4 月 8 日 (08.04.2004)

PCT

(10) 国際公開番号  
WO 2004/028519 A1

(51) 国際特許分類<sup>7</sup>: A61K 31/047, 47/08, 47/10, 7/00, 7/48, 7/46, A61P 31/04, 17/00, A23L 3/349, 3/3499 (74) 代理人: 清原 義博 (KIYOHARA,Yoshihiro); 〒530-0002 大阪府 大阪市 北区曾根崎新地 2 丁目 1 番 2 3 号 Osaka (JP).

(21) 国際出願番号: PCT/JP2003/012287

(22) 国際出願日: 2003 年 9 月 25 日 (25.09.2003)

(25) 国際出願の言語: 日本語

(26) 国際公開の言語: 日本語

(30) 優先権データ:  
特願2002-281677 2002 年 9 月 26 日 (26.09.2002) JP

(71) 出願人(米国を除く全ての指定国について): 株式会社マンダム (MANDOM CORPORATION) [JP/JP]; 〒540-8530 大阪府 大阪市 中央区十二軒町 5 番 1 2 号 Osaka (JP).

(72) 発明者; および

(75) 発明者/出願人(米国についてのみ): 小林 亜紀 (KOBAYASHI,Aki) [JP/JP]; 〒619-0232 京都府 相楽郡 精華町桜が丘 1 丁目 1 2 - 1 3 - 2 0 1 Kyoto (JP). 岡本 裕也 (OKAMOTO,Hiroya) [JP/JP]; 〒540-8530 大阪府 大阪市 中央区十二軒町 5 番 1 2 号 株式会社マンダム中央研究所内 Osaka (JP). 岡田 文裕 (OKADA,Fumihiro) [JP/JP]; 〒540-8530 大阪府 大阪市 中央区十二軒町 5 番 1 2 号 株式会社マンダム中央研究所内 Osaka (JP).

(81) 指定国(国内): AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB,

BG, BR, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DZ, EC, EE, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KR, KZ, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LV, MA, MD, MG, MK, MN, MW, MX, MZ, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, YU, ZA, ZM, ZW.

(84) 指定国(広域): ARIPO 特許 (GH, GM, KE, LS, MW, MZ, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア特許 (AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), ヨーロッパ特許 (AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HU, IE, IT, LU, MC, NL, PT, RO, SE, SI, SK, TR), OAPI 特許 (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

規則4.17に規定する申立て:

- USのみのための発明者である旨の申立て(規則 4.17(iv))

添付公開書類:

- 國際調査報告書

2文字コード及び他の略語については、定期発行される各PCTガゼットの巻頭に掲載されている「コードと略語のガイダンスノート」を参照。

(54) Title: ANTISEPTIC BACTERICIDES AND COSMETICS, DRUGS AND FOODS CONTAINING THE ANTISEPTIC BACTERICIDES

(54) 発明の名称: 防腐殺菌剤並びに該防腐殺菌剤を配合した化粧料、医薬品及び食品

(57) Abstract: It is intended to provide an antiseptic bactericide, in which a C<sub>5-10</sub> 1,2-alkanediol is blended with a specific perfume component so as to potentiate the antibacterial activity inherent to the 1,2-alkanediol over a broad scope of bacteria, and cosmetics, drugs and foods containing the antiseptic bactericide. Namely, an antiseptic bactericide characterized by containing a C<sub>5-10</sub> 1,2-alkanediol together with one or more members selected from the group consisting of citral, geraniol, nerol, perillaldehyde,  $\alpha$ -terpineol, dodecanol and L-carvone, and cosmetics, drugs and foods containing the antiseptic bactericide.

(57) 要約: 本発明の目的は、炭素数5~10の1,2-アルカンジオールと特定の香料成分とを配合することにより、幅広い菌種に対して1,2-アルカンジオールが本来有する抗菌活性を増強する防腐殺菌剤並びに該防腐殺菌剤を配合した化粧料、医薬品及び食品を提供することである。本発明は、炭素数5~10の1,2-アルカンジオールと、シトラール、ゲラニオール、ネロール、ペリラアルデヒド、 $\alpha$ -テルピネオール、ドеканール、L-カルボンからなる群から選ばれる1種以上とを含有することを特徴とする防腐殺菌剤並びに該防腐殺菌剤を配合した化粧料、医薬品及び食品に関する。

WO 2004/028519 A1

## 明細書

### 防腐殺菌剤並びに該防腐殺菌剤を配合した化粧料、医薬品及び食品

#### 技術分野

本発明は防腐殺菌剤並びに該防腐殺菌剤を配合した化粧料、医薬品及び食品に係り、その目的は、炭素数5～10の1, 2-アルカンジオールと特定の香料成分とを配合することにより、幅広い菌種に対して1, 2-アルカンジオールが本来有する抗菌活性を増強する防腐殺菌剤並びに該防腐殺菌剤を配合した化粧料、医薬品及び食品を提供することにある。

#### 10 背景技術

化粧料（医薬部外品を含む）、医薬品及び食品などには、防腐殺菌剤として、パラベン、安息香酸類、サリチル酸類等が用いられている。しかしながら、上記した従来の防腐殺菌剤は皮膚刺激性が高いなど安全性が低いため、使用濃度範囲が制限されやすいという欠点を有していた。例えば、パラベンや安息香酸塩の使用制限濃度は1%、安息香酸やサリチル酸の使用制限濃度は0.2%とされている。また、これら防腐殺菌剤はpHによる影響を受けやすいため防腐殺菌効果の安定性が悪く、更に、界面活性剤などの他の配合成分との併用により、その防腐抗菌力が著しく低下する場合があるという問題も有していた。また、近年これらの防腐殺菌剤に対してアレルギー反応を起こす人が増えているため、安全性に対する指向がより高まり、防腐殺菌剤を全く配合していないか、或いはその配合量を低減させた化粧料、医薬品及び食品などの需要が高まっている。

防腐殺菌剤を低減又は排除する技術として、1, 2-アルカンジオールからなる防腐殺菌剤（特開平11-322591号公報参照）や1, 2-オクタンジオールからなる洗浄性又は非洗浄性化粧料用保湿静菌剤（特開2001-48720号公報参照）などが開示されている。しかし、1, 2-オクタンジオールなどの1, 2-アルカンジオールを単独で防腐殺菌剤として用いた場合、非イオン性界面活性剤が存在すると高配合量とする必要があった。また、1, 2-アルカンジオールは、特有の原料臭を有することから、化粧料などに配合した際の臭いの

問題を有していた。

また、1，2-アルカンジオールを用いた防腐殺菌剤に関する技術として、1，2-ペニタンジオールと2-フェノキシエタノールを組み合わせて配合した外用組成物（特開平10-53510号公報参照）や1，2-アルカンジオールとパラベンからなる防腐殺菌剤（特開平11-310506号公報参照）が開示されている。しかし、これらは、防腐剤と1，2-ペニタンジオールなどの1，2-アルカンジオールを併用して防腐剤の効果を向上させようとするものであって、防腐剤自体を完全に排除しようとするものではない。

一方、化粧料や食品などには、製品に豊かな香りを持たせるために一般に香料が配合される。この香料自体にも抗菌性を有することが古くから知られており、例えば、香料成分であるクレジルアセテート、メチルオイゲノール、ヘリオトロピン及びエチルサリシレートが、ミュータンス菌に対する抗菌効果である抗齲歯剤として開示されている（特公平5-67608号公報参照）。しかしながら、香料のみの抗菌効果だけでは、化粧料などの防腐殺菌効果を十分に得られないといった問題を有していた。

かかる実情に鑑み、本発明者らが鋭意研究をした結果、1，2-アルカンジオールと特定の香料成分とを共に用いると、幅広い菌種に対して1，2-アルカンジオールが本来有する抗菌活性を増強し、1，2-アルカンジオールが有する原料臭をもマスキングすることを見出し、本発明を完成するに至った。

20

#### 発明の開示

請求の範囲第1項に記載の発明は、炭素数5～10の1，2-アルカンジオールと、シトラール、ゲラニオール、ネロール、ペリラアルデヒド、 $\alpha$ -テルピネオール、ドデカノール、L-カルボンからなる群から選ばれる1種以上とを含有することを特徴とする防腐殺菌剤に関する。

請求の範囲第2項に記載の発明は、前記1，2-アルカンジオールが、1，2-ヘキサンジオール及び／又は1，2-オクタンジオールであることを特徴とする請求の範囲第1項に記載の防腐殺菌剤に関する。

請求の範囲第3項に記載の発明は、前記1，2-アルカンジオールが、1，2-オクタンジオールであることを特徴とする請求の範囲第1項に記載の防腐殺菌

剤に関する。

請求の範囲第4項に記載の発明は、請求の範囲第1項乃至第3項のいずれかに記載の防腐殺菌剤を配合したことを特徴とする化粧料に関する。

請求の範囲第5項に記載の発明は、請求の範囲第1項乃至第3項のいずれかに記載の防腐殺菌剤を配合したことを特徴とする医薬品に関する。

請求の範囲第6項に記載の発明は、請求の範囲第1項乃至第3項のいずれかに記載の防腐殺菌剤を配合したことを特徴とする食品に関する。

#### 図面の簡単な説明

10 図1

二元最小発育阻止濃度から、抗菌性を有する二種類の物質を配合した場合により生じる作用効果を判定する方法の一例を示す図である。

図2

シトラールに関する二元最小発育阻止濃度図である。

15 図3

ゲラニオールに関する二元最小発育阻止濃度図である。

図4

ネロールに関する二元最小発育阻止濃度図である。

図5

20 ペリラアルデヒドに関する二元最小発育阻止濃度図である。

図6

$\alpha$ -テルピネオールに関する二元最小発育阻止濃度図である。

図7

ドデカノールに関する二元最小発育阻止濃度図である。

25 図8

L-カルボンに関する二元最小発育阻止濃度図である。

図9

酢酸イソボルニルに関する二元最小発育阻止濃度図である。

図10

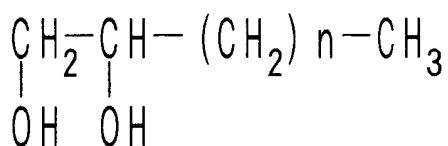
30 酢酸グアヤックに関する二元最小発育阻止濃度図である。

## 発明を実施するための最良の形態

以下、本発明に係る防腐殺菌剤について詳述する。本発明に係る防腐殺菌剤は、炭素数5～10の1, 2-アルカンジオールと、シトラール、ゲラニオール、ネロール、ペリラアルデヒド、 $\alpha$ -テルピネオール、ドデカノール、L-カルボンからなる群から選ばれる1種以上とからなる。

本発明に係る防腐殺菌剤の第一の成分は、次式1(化1)に示される炭素数5～10の1, 2-アルカンジオールであり、具体的には、1, 2-ペンタンジオール、1, 2-ヘキサンジオール、1, 2-ヘプタンジオール、1, 2-オクタンジオール、1, 2-ノナンジオール、1, 2-デカンジオールである。

(化1)



(但し、式中、nは2～7の整数を示す。)

本発明では、前述の炭素数5～10の1, 2-アルカンジオールのうちの一種を単独で使用することもでき、二種以上を混合して用いることもできる。

1, 2-アルカンジオールはそれ自体優れた抗菌力を有しており、本発明に係る防腐殺菌剤の抗菌力を高める効果を奏する。特に本発明では、一般細菌、酵母、カビなどの真菌類に対して優れた抗菌作用を示すことから、炭素数5～10の1, 2-アルカンジオールのうち、1, 2-ヘキサンジオール、1, 2-オクタンジオールを用いることが好ましく、1, 2-オクタンジオールを用いることがより好ましい。

本発明に係る防腐殺菌剤の第二の成分は、シトラール、ゲラニオール、ネロール、ペリラアルデヒド、 $\alpha$ -テルピネオール、ドデカノール、L-カルボンのうちの一種以上である。

第二の成分は香料の成分であり、1, 2-アルカンジオール特有の原料臭をマスキングすると共に抗菌力を高める効果を奏す。

シトラールは分子式 $C_{10}H_{16}O$ のレモングラス油、レモン油などの植物精油中に含まれる成分である。シトラールは、ゲラニアール（トランス型）及びネラール（シス型）の二つの立体異性体が存在し、これらのいずれか一方又は混合物を用いることができる。

5 ゲラニオールは分子式 $C_{10}H_{18}O$ のパルマローザ油、バラ油、ゼラニウム油などの植物精油中に含まれる成分である。

ネロールは分子式 $C_{10}H_{18}O$ のネロリ油、バラ油などの植物精油中に含まれる成分である。

10 ペリラアルデヒドは分子式 $C_{10}H_{14}O$ のシソ科植物などの精油成分であり、本発明では、d-ペリラアルデヒド及びL-ペリラアルデヒド並びにd,L-ペリラアルデヒドのいずれも好適に使用することができる。

$\alpha$ -テルピネオールは分子式 $C_{10}H_{18}O$ のテレビン油、ショウズク油、オレンジ油など植物精油中に含まれる成分である。

15 ドデカノールは分子式 $C_{12}H_{26}O$ の炭素数12の一価アルコールである。本発明では、1-ドデカノールを用いることが好ましい。

L-カルボンは分子式 $C_{10}H_{14}O$ のシソ科植物の精油であるスペアミント油の主成分で、スペアミントの香気を有する。

20 本発明ではシトラール、ゲラニオール、ネロール、ペリラアルデヒド、 $\alpha$ -テルピネオール、ドデカノール、L-カルボンのうちの一種を単独で使用することもでき、また二種以上を混合して使用することもできる。

本発明に係る防腐殺菌剤において、第一の成分である炭素数5～10の1,2-アルカンジオールと第二の成分である香料成分の含有量は特に限定されないが、重量比で0.5：1～100：1、好ましくは1：1～10：1となるように配合する。1,2-アルカンジオールを香料成分の配合量の100重量倍を超えて配合すると、抗菌活性の増強効果が期待できなくなるために好ましくなく、0.5重量倍未満の配合量の場合は香料臭が強くなりすぎるために好ましくない。

30 本発明に係る防腐殺菌剤は、第一の成分である1,2-アルカンジオールと、第二の成分であるシトラール、ゲラニオール、ネロール、ペリラアルデヒド、 $\alpha$

一テルピネオール、ドデカノール、L-カルボンからなる群から選ばれる1種以上とが組み合わされてなるから、香料成分が1，2-アルカンジオールの原料臭をマスキングするとともに、後述する試験に示されるように、第一の成分と第二の成分との相乗効果によって、一般細菌、酵母、真菌などのあらゆる菌に対して  
5 優れた防腐殺菌作用が発揮される。従って、パラベン、安息香酸、サリチル酸のような以前から用いられている防腐殺菌剤を低配合又は配合する必要がなくなり、極めて高い安全性を得ることもできる。

上述した本発明に係る防腐殺菌剤は、化粧料、医薬品及び食品などに配合して  
10 使用することができる。

具体的には、洗顔料、化粧水、乳液、クリーム、ファンデーション、マスカラ、ネールエナメル、口紅などの皮膚用化粧料、シャンプー、ヘアトリートメント、養毛・育毛料、ヘアクリーム、ヘアローション、ヘアフォーム、パーマネントウェーブ剤などの頭髪用化粧料、しみやそばかすなどの特定の使用目的を有した薬用化粧料（医薬部外品）、にきび治療薬、うがい薬、トローチなどの医薬品、さらにはチューインガム、キャンディー、飲料などの食品に好適に用いることができる。  
15

本発明に係る防腐殺菌剤を用いて化粧料、医薬品又は食品を調製する場合、本発明の効果が損なわれない範囲内で化粧料、医薬品又は食品に通常用いられる成分を適宜任意に配合することができる。例えば、化粧料や医薬品（医薬部外品を含む）の場合、油脂、ロウ類、高級脂肪酸、低級アルコール、高級アルコール、ステロール、脂肪酸エステル、保湿剤、界面活性剤、高分子化合物、無機顔料、色素、香料、酸化防止剤、紫外線吸収剤、ビタミン類、収斂剤、美白剤、動植物抽出物、金属イオン封鎖剤、精製水などを例示することができる。  
20

また食品の場合は、動植物油、多糖類、甘味料、着色料、ガムベースなどを例示することができる。  
25

化粧料、医薬品又は食品を調製する場合、本発明に係る防腐殺菌剤の配合量は特に限定されないが、組成物中、0.01～20重量%、好ましくは0.05～5重量%配合する。20重量%を超えて配合したとしてもそれ以上の効果が望めない。また0.01重量%未満の場合は、抗菌効果が劣るために好ましくない。  
30

## 実施例

### 実施例 1

供試菌として、グラム陰性菌であるEscherichia coli IF03972（大腸菌）、グラム陽性菌としてStaphylococcus aureus IF013276（黄色ブドウ状球菌）、酵母としてCandida albicans IF01594（口腔カンジダ症菌）を、カビとしてAspergillus niger IF09455（クロカビ）を用いた。

#### （接種用菌液の調製）

接種用菌液としては、大腸菌及び黄色ブドウ状球菌の場合、寒天培地で、35°Cで培養後、更にブイヨン培地に移植して、35°Cで培養した。得られた培養液を10 ブイヨン培地で約10<sup>8</sup>個/mLに希釈したものを受けた菌液とした。

また、酵母の場合、30°Cで同様に培養して約10<sup>7</sup>個/mLに希釈したものを受けた菌液を、カビの場合は、25°Cで培養後にTween 80（ポリオキシエチレン（20）ソルビタンモノオレエート）2%加生理食塩水に胞子を懸濁させ約10<sup>6</sup>個/mLに調製したものを受けた菌液とした。

#### 15 （被験物質の希釈系列の調製）

20 w/w%エチルセルソルブを希釈溶媒とし、5、4、3、2.5、2.25、2、1.75、1.5、1.25、1w/v%の各1、2-オクタンジオール液を調製した。

また、シトラール及び1,2-オクタンジオールとシトラールの等量混合物について、10 w/v%の液を倍々希釈して希釈系列を調製した。

#### （最小発育阻止濃度（MIC）の測定）

上記被験物質を含む希釈系列1mLに対して各寒天培地9mLをシャーレに入れ、それについて、上記接種用菌液を約1cmの長さに画線した。

培養は、大腸菌及び黄色ブドウ状球菌については、35°Cで培養を行い、2日後の菌の生育の有無を判定した。また、酵母及びカビについては、25°Cで培養を行い、3日後の菌の生育の有無を判定した。このとき、生育の認められなかつた最小濃度をMICとして求めた。

尚、最小発育阻止濃度（MIC）によって、抗菌力を評価することができる。被験物質の濃度が薄いときには微生物への影響がないが、濃度を増していくと発30 育抑制が起こる。この程度は、濃度に依存して発育抑制が進み、ついには発育が

停止する。そのときの濃度がMICとして表される。従って、MIC以上の濃度になると、微生物は死滅していくことになる。

(二元最小発育阻止濃度)

得られた1, 2-オクタンジオール、シトラール及び1, 2-オクタンジオールとシトラールの等重量混合物の各MICを、1, 2-オクタンジオール及びシトラールの配合量に対してプロットして、二元最小発育阻止濃度図を求めた。

尚、二元最小発育阻止濃度により、抗菌性を有する二種類の物質を配合した場合の作用効果を判定することができる。具体的には、抗菌性を有する二種類の物質を配合した場合、それにより生じる作用は、相乗作用、相加作用、拮抗作用に大別される。相乗作用とは、2薬剤が相乗的に作用し、本来有する抗菌力が更に増強される作用である。相加作用とは、各薬剤の抗菌力が合わさった作用である。拮抗作用とは、1薬剤が他剤の抗菌力を打ち消す場合の作用である。そして、二元最小発育阻止濃度による方法は、例えば図1に示すように、A物質とB物質について、それぞれの割合を変えてMICを測定し、グラフから判定する方法である。これによると、A物質のみにおけるMIC（点A）とB物質のみにおけるMIC（点B）とをプロットした点を結び、両物質を併用したときのMICが、この線上より内側にある場合（点C）は、併用により抗菌力が増強された相乗作用であると、線上（点D）にある場合は、相加作用であると、線上より外側にある場合（点E）は、一方又は双方の抗菌力を打ち消し抗菌力を減少させる拮抗作用であると判定することができる。

図2にシトラールに関する二元最小発育阻止濃度図を示す。

(抗菌効果の評価)

得られた図2から、1, 2-オクタンジオールとシトラールとを混合した場合の抗菌効果を、下記評価基準により判定した。結果を表1に示す。

25 <評価基準>

○：抗菌効果に相乗作用が認められる。

△：抗菌効果に相加作用が認められる。

×：抗菌効果に拮抗作用が認められる。

30 実施例2～4及び比較例1～2

香料成分として、ゲラニオール、ネロール、ペリラアルデヒド、酢酸イソボルニル、酢酸グアヤックのそれぞれについて、上記実施例1と同様に操作して図3～5及び図9～10の二元最小発育阻止濃度図をそれぞれ求めた。得られた結果を、上記評価基準により抗菌効果を判定した。結果を表1に示す。

5

(表1)

	香料成分	E.coli	S.aureus	C.albicans	A.niger
実施例1	シトラール	○	○	○	○
実施例2	ゲラニオール	○	○	○	○
実施例3	ネロール	○	○	○	○
実施例4	ペリラアルデヒド	○	○	○	○
比較例1	酢酸イソボルニル	×	○	×	×
比較例2	酢酸グアヤック	×	○	×	×

## 実施例5～7

香料成分として、 $\alpha$ -テルピネオール、1-ドデカノール、L-カルボンのそれについて、グラム陰性菌としてPseudomonas aeruginosa IF013275(緑膿菌)を用いた以外は、実施例1と同様に試験し図6～8の二元最小発育阻止濃度図をそれぞれ求めた。また、酢酸イソボルニル及び酢酸グアヤックの緑膿菌に対する二元最小発育阻止濃度図も同様にして求めた。得られた結果から、上記評価基準により抗菌効果を判定した。結果を表2に示す。

15

(表2)

	香料成分	P.aeruginosa	S.aureus	C.albicans	A.niger
実施例5	$\alpha$ -テルピネオール	○	○	○	△
実施例6	1-ドデカノール	△	○	○	○
実施例7	L-カルボン	○	○	△	○
比較例1	酢酸イソボルニル	×	○	×	×
比較例2	酢酸グアヤック	×	○	×	×

表1及び表2の結果から、1, 2-アルカンジオールと、特定の香料成分であるシトラール、ゲラニオール、ネロール、ペリラアルデヒド、 $\alpha$ -テルピネオール、ドデカノール、L-カルボンとを併用すると、幅広い菌種に対して1, 2-アルカンジオールが本来有する抗菌活性を増強することが分かる。

5 一方、1, 2-アルカンジオールと、他の香料成分である酢酸イソボルニル又は酢酸グアヤックとを併用した場合、幅広い菌種に対して抗菌活性の増強作用が得られないことが分かる。

以下、本発明に係る防腐殺菌剤を配合した化粧料、医薬品及び食品の配合例を  
10 示す。

<処方例1：保湿クリーム>

	モノラウリン酸デカグリセリル	1. 0
	モノステアリン酸P O E (15) グリセリル	1. 0
	水素添加大豆リン脂質	1. 0
15	ステアリン酸	4. 0
	セタノール	2. 0
	ベヘニルアルコール	2. 0
	パラフィン	3. 0
	スクワラン	12. 0
20	ホホバ油	4. 0
	メチルポリシロキサン	0. 2
	1, 3-ブチレングリコール	3. 0
	L-アルギニン	0. 1
	キサンタンガム	0. 001
25	1, 2-オクタンジオール	0. 25
	シトラール	0. 10
	<u>精製水</u>	<u>適量</u>
	合計	100. 0 重量%

30 <処方例2：親水性軟膏>

	アスコルビン酸	0.5
	ポリオキシエチレンセチルエーテル	2.0
	水素添加大豆リン脂質	1.0
	ステアリン酸	4.0
5	グリセリンモノステアレート	10.0
	流動パラフィン	10.0
	ワセリン	4.0
	セタノール	5.0
	プロピレングリコール	5.0
10	1, 2-ヘキサンジオール	0.5
	ネロール	0.2
	<u>精製水</u>	<u>適量</u>
	合計	100.0重量%

## 15 &lt;処方例3：飲料&gt;

	ブドウ糖液糖	33.0
	グレープフルーツ果汁	64.0
	1, 2-ペンタンジオール	0.5
	ペリラアルデヒド	0.01
20	香料	0.5
	<u>酸味料</u>	<u>適量</u>
	合計	100.0重量%

## 発明の効果

25 以上詳述した如く、本発明に係る防腐殺菌剤は、幅広い菌種に対して1, 2-アルカンジオールが本来有する抗菌活性を増強する。よって、従来の防腐殺菌剤を配合する必要がなくなり、高い安全性を得ることもできる。  
 また1, 2-アルカンジオールとして1, 2-ヘキサンジオール又は1, 2-オクタンジオールを用いると、より抗菌活性の高い防腐殺菌剤を得ることができ  
 30 る。

本発明に係る防腐殺菌剤を配合した化粧料、医薬品及び食品は、サリチル酸、安息香酸、パラベンなどの従来の防腐殺菌剤を含有する必要がなく、しかも本発明に係る防腐殺菌剤は優れた抗菌活性を有しているので、防腐殺菌剤自体を低配合量とすることことができ、極めて安全性の高いものである。

5

#### 産業上の利用可能性

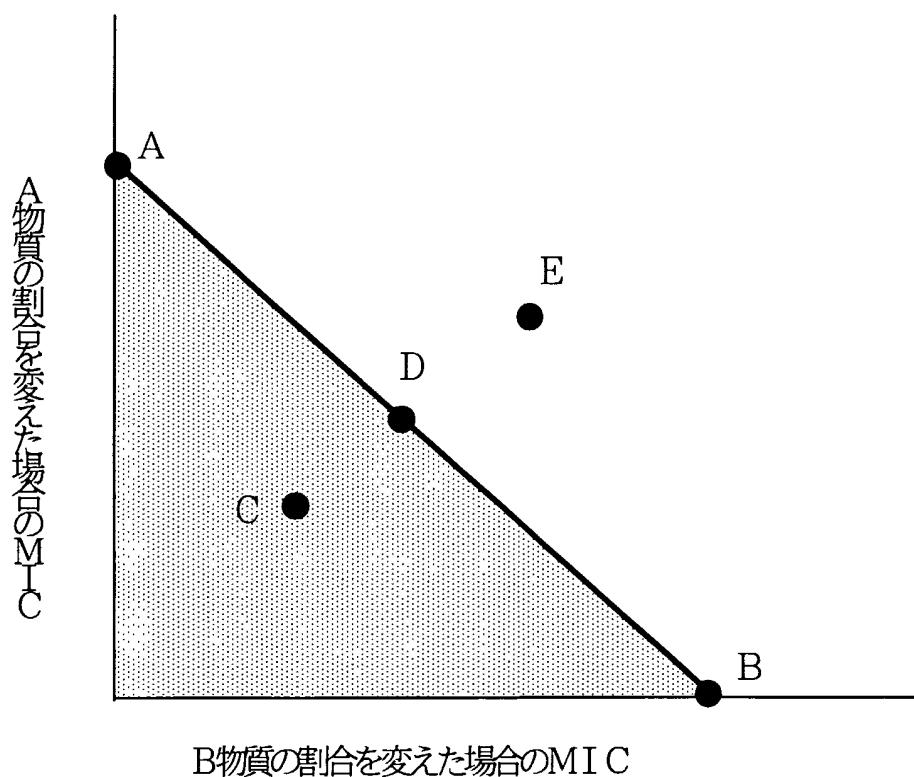
本発明に係る防腐殺菌剤は、1，2-アルカンジオールが本来有する抗菌活性を増強して優れた抗菌活性を有するとともに、高い安全性をも有しているので、化粧料、医薬品及び食品などの防腐殺菌剤として好適に用いることができる。

10

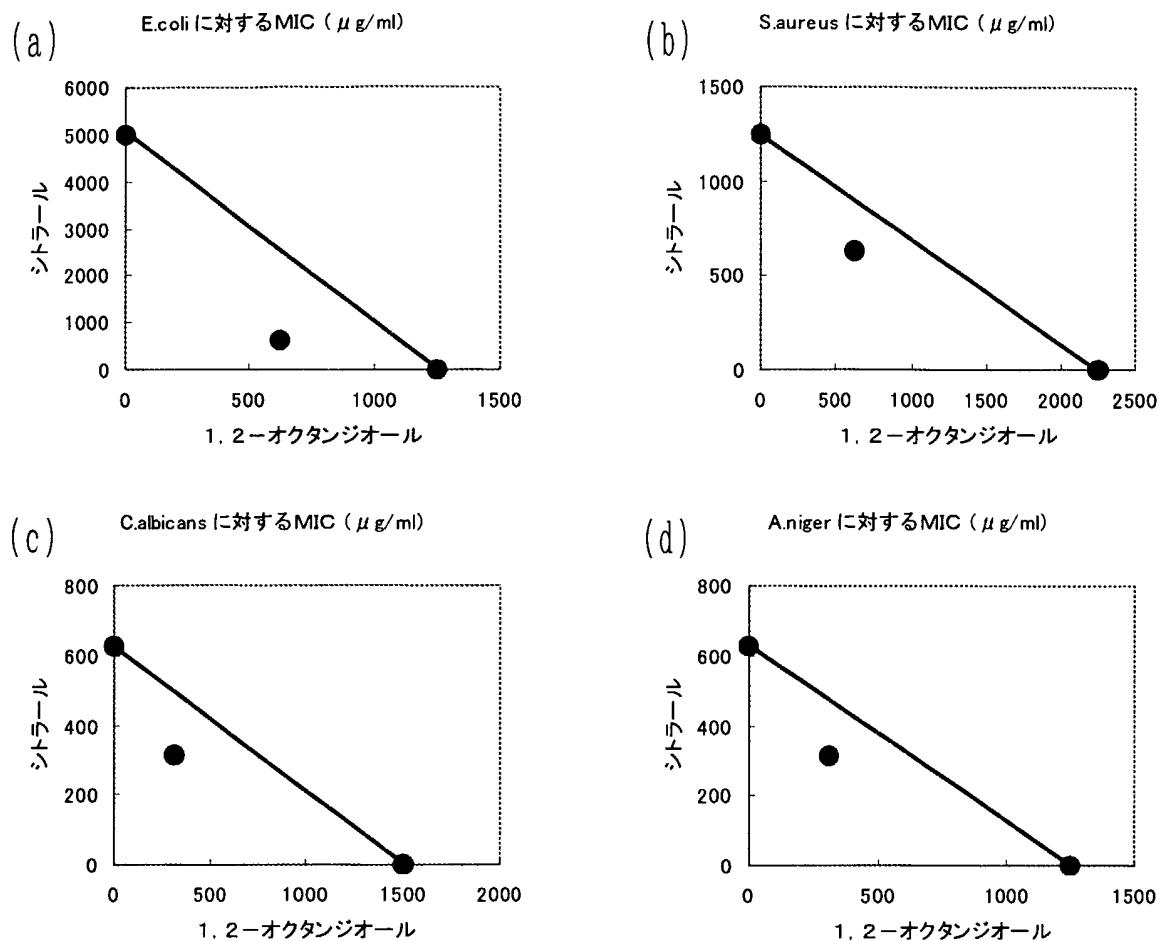
### 請求の範囲

1. 炭素数5～10の1, 2-アルカンジオールと、シトラール、グラニオール、ネロール、ペリラアルデヒド、 $\alpha$ -テルピネオール、ドデカノール、L-カルボンからなる群から選ばれる1種以上とを含有することを特徴とする防腐殺菌剤。
- 5 2. 前記1, 2-アルカンジオールが、1, 2-ヘキサンジオール及び／又は1, 2-オクタンジオールであることを特徴とする請求の範囲第1項に記載の防腐殺菌剤。
3. 前記1, 2-アルカンジオールが、1, 2-オクタンジオールであることを特徴とする請求の範囲第1項に記載の防腐殺菌剤。
- 10 4. 請求の範囲第1項乃至第3項のいずれかに記載の防腐殺菌剤を配合したことを特徴とする化粧料。
5. 請求の範囲第1項乃至第3項のいずれかに記載の防腐殺菌剤を配合したことを特徴とする医薬品。
6. 請求の範囲第1項乃至第3項のいずれかに記載の防腐殺菌剤を配合したこと
- 15 を特徴とする食品。

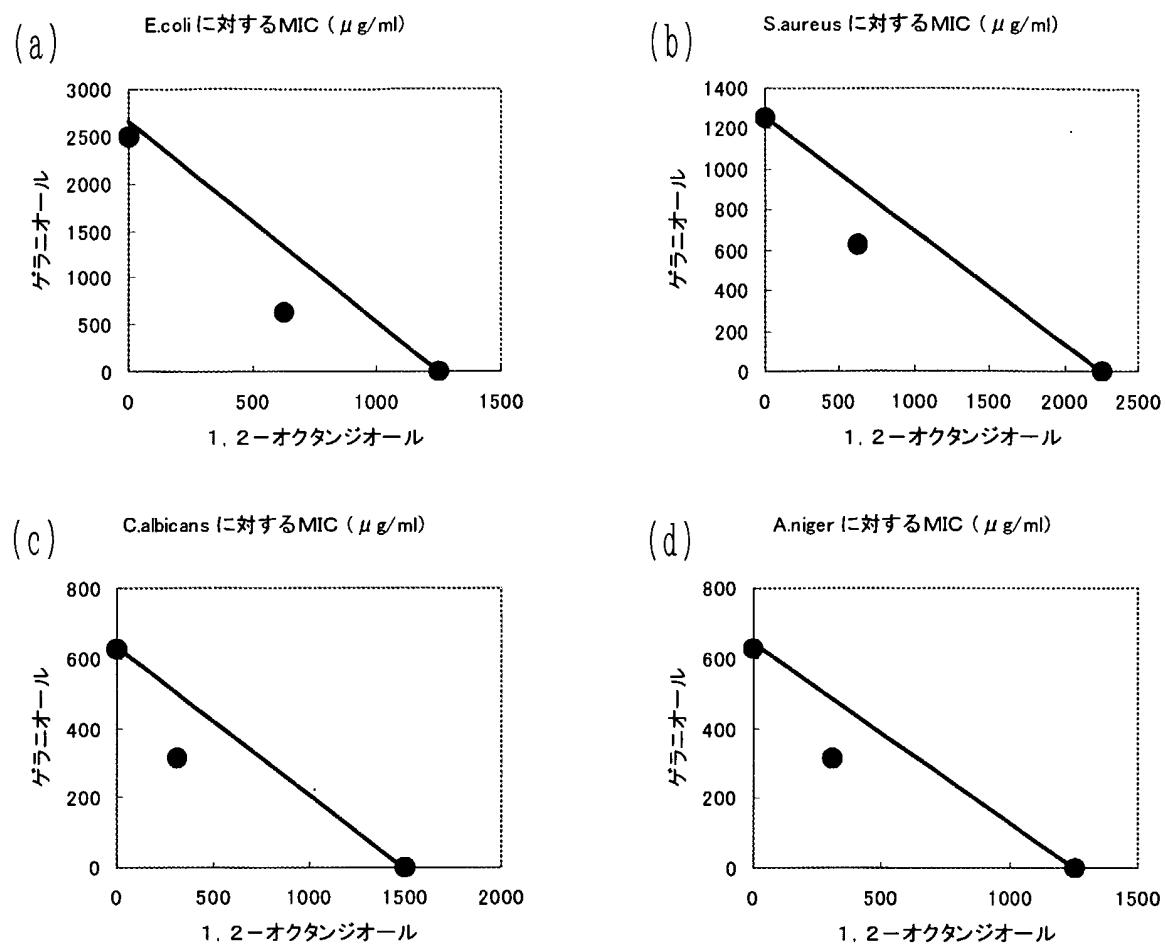
第 1 図



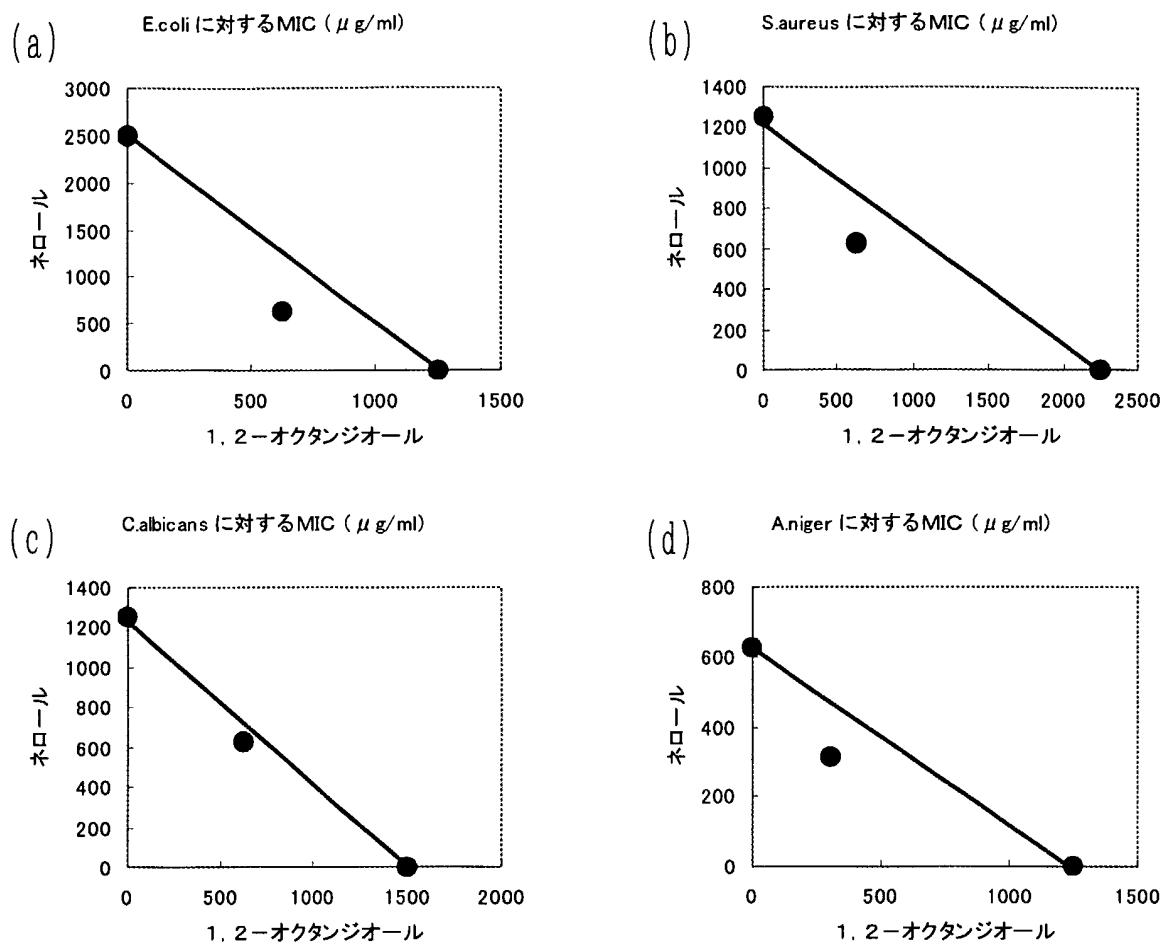
第2図



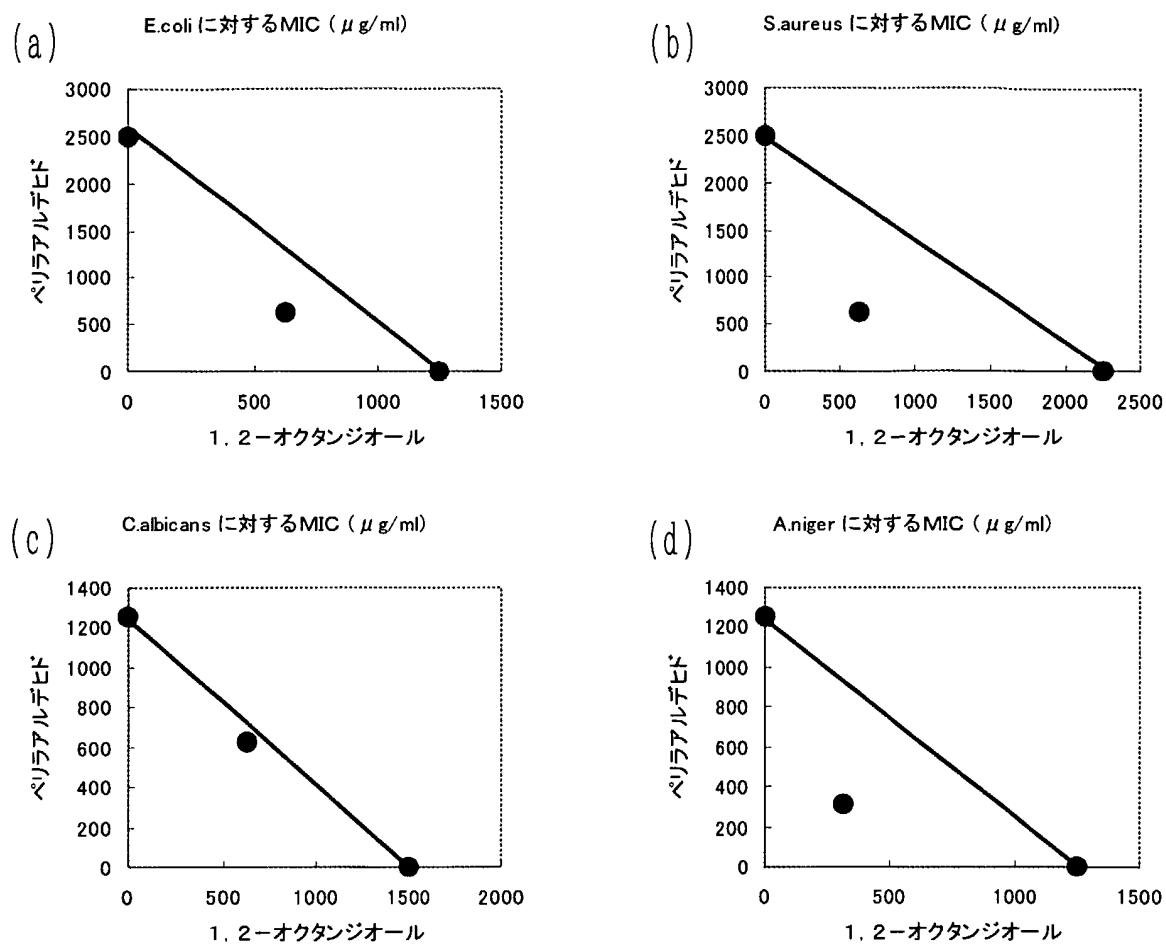
第3図



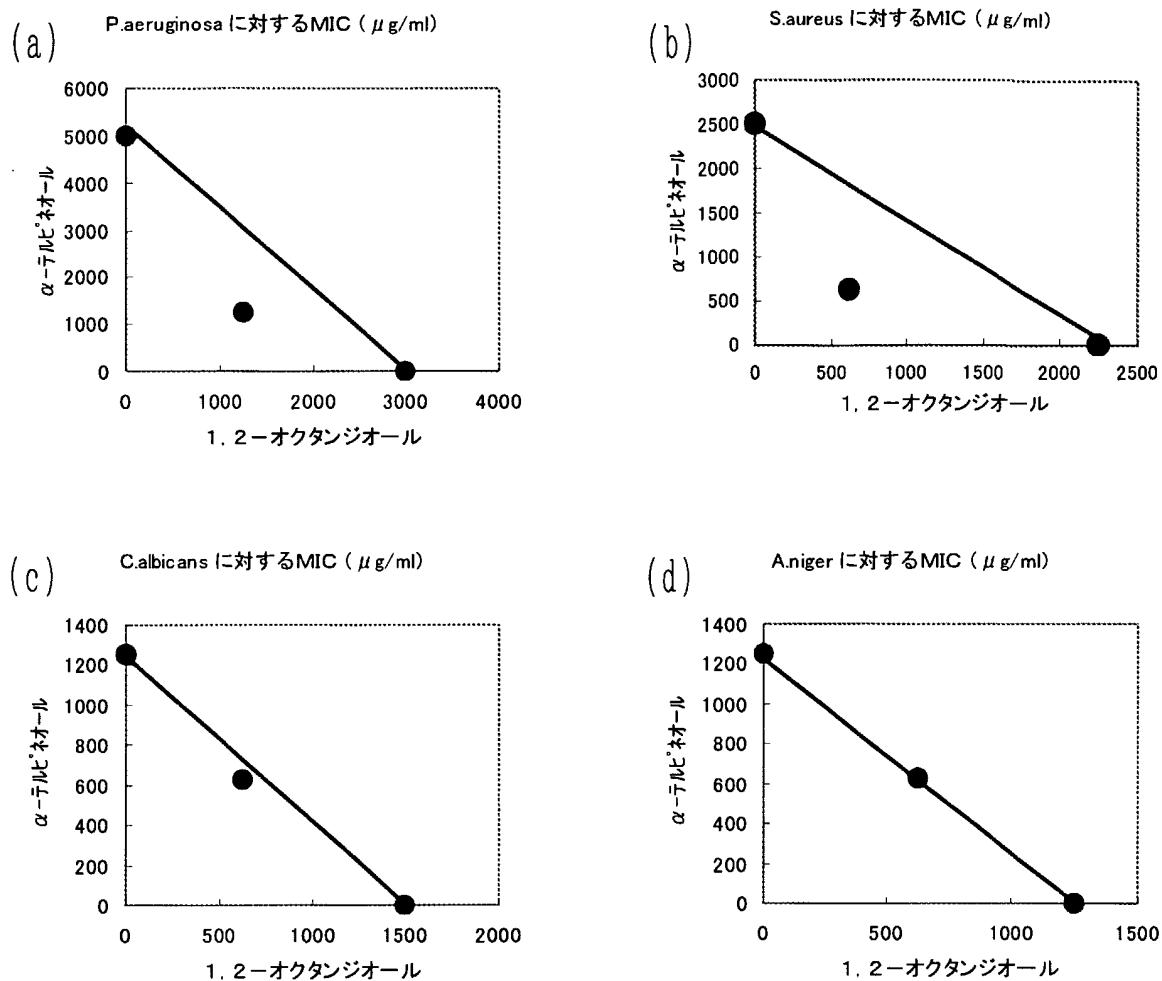
第4図



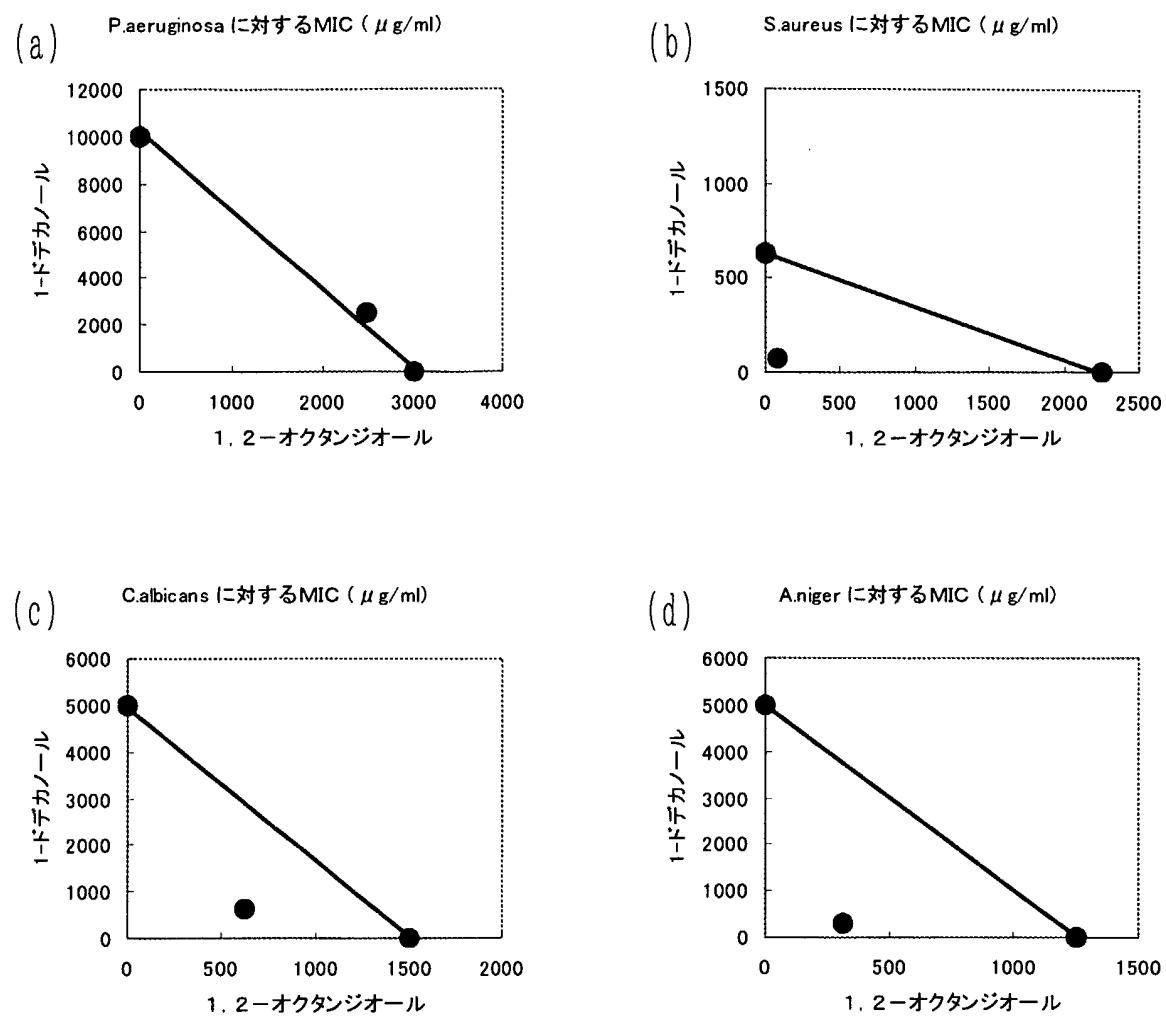
第5図



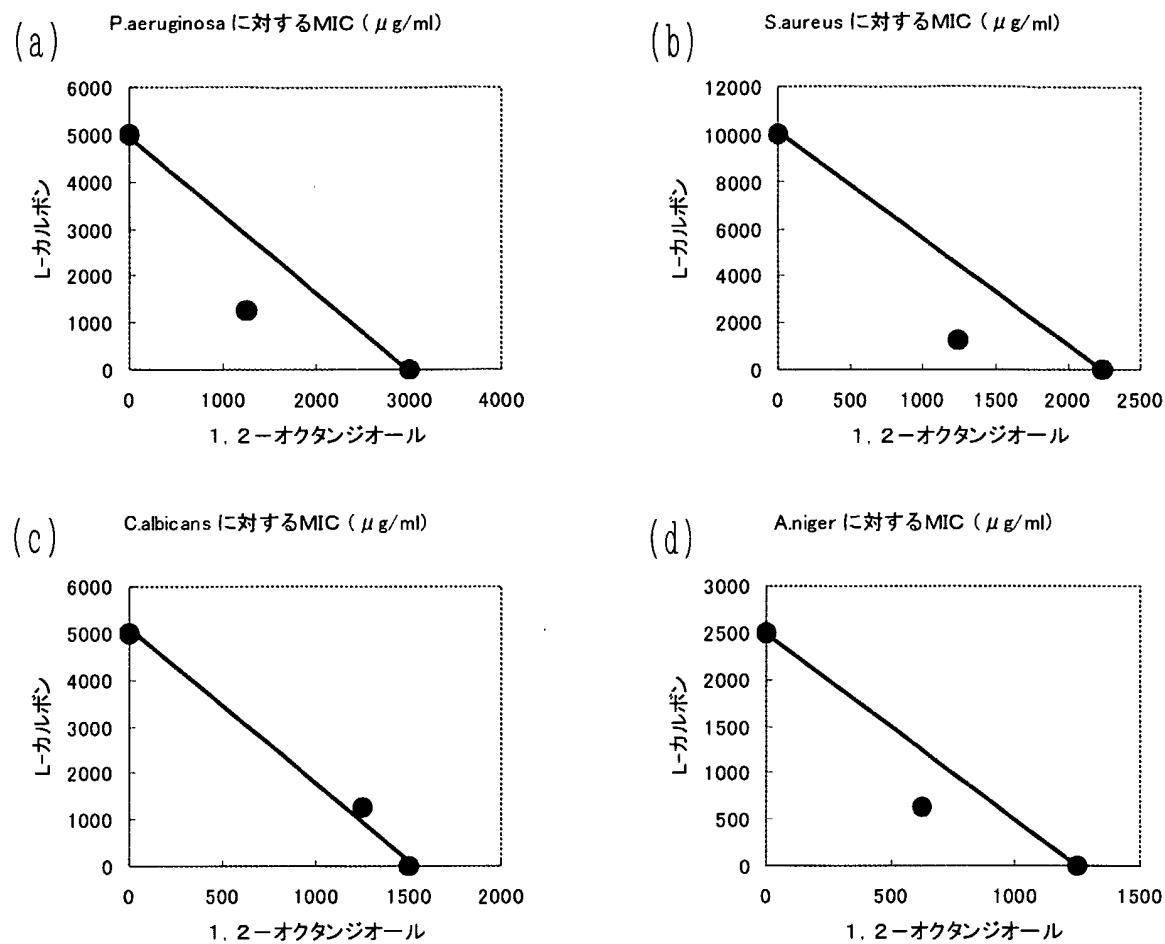
第6図



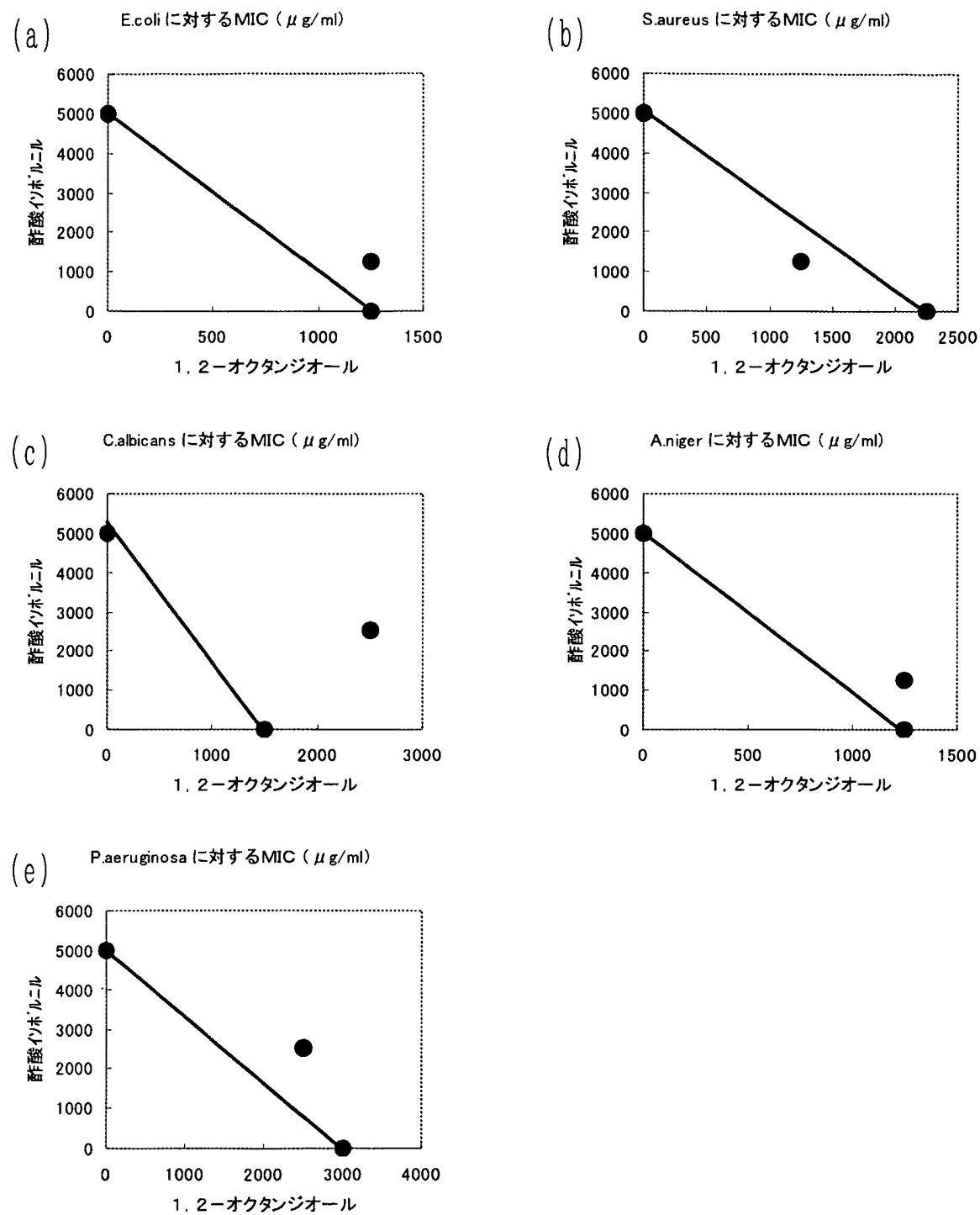
## 第7図



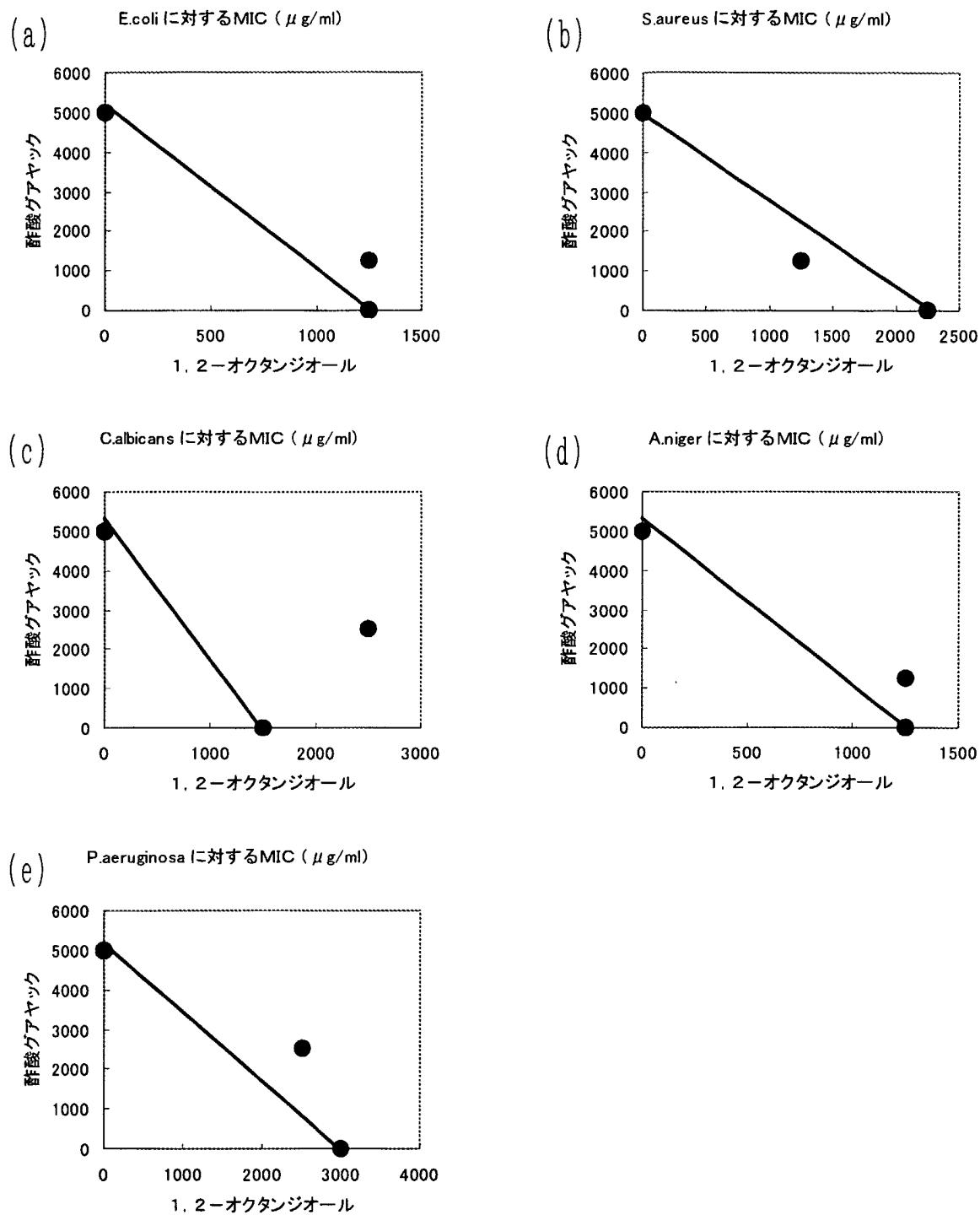
第8図



第9図



## 第10図



# INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP03/12287

## A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER

Int.Cl<sup>7</sup> A61K31/047, 47/08, 47/10, 7/00, 7/48, 7/46, A61P31/04,  
17/00, A23L3/349, 3/3499

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

## B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)

Int.Cl<sup>7</sup> A61K31/047, 47/08, 47/10, 7/00, 7/48, 7/46, A61P31/04,  
17/00, A23L3/349, 3/3499

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)  
REGISTRY (STN), CAPLUS (STN), BIOSIS (STN), EMBASE (STN), MEDLINE (STN)

## C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
P, X	JP 2003-81736 A (Lion Corp.), 19 March, 2003 (19.03.03), Claim 1; column 1, line 37; column 7, lines 6 to 17; column 12, line 5 (Family: none)	1-5
A	JP 2001-48781 A (Taisho Pharmaceutical Co., Ltd.), 20 February, 2001 (20.02.01), Claim 1; column 1, line 18 (Family: none)	1-6
A	JP 2001-302475 A (Lion Corp.), 31 October, 2001 (31.10.01), Claim 1 (Family: none)	1-6

Further documents are listed in the continuation of Box C.  See patent family annex.

\* Special categories of cited documents:

"A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance

"E" earlier document but published on or after the international filing date

"L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)

"O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means

"P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention

"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone

"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art

"&" document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search  
01 December, 2003 (01.12.03)

Date of mailing of the international search report  
16 December, 2003 (16.12.03)

Name and mailing address of the ISA/  
Japanese Patent Office

Authorized officer

Facsimile No.

Telephone No.

## A. 発明の属する分野の分類（国際特許分類（IPC））

Int. C1' A61K31/047, 47/08, 47/10, 7/00, 7/48, 7/46,  
A61P31/04, 17/00, A23L3/349, 3/3499

## B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料（国際特許分類（IPC））

Int. C1' A61K31/047, 47/08, 47/10, 7/00, 7/48, 7/46,  
A61P31/04, 17/00, A23L3/349, 3/3499

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語）

REGISTRY (STN), CAPLUS (STN), BIOSIS (STN), EMBASE (STN), MEDLINE (STN)

## C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
PX	JP 2003-81736 A (ライオン株式会社) 2003. 03. 19, 請求項1, 第1欄第37行, 第7欄第6-17行, 第12欄第5行 (ファミリーなし)	1-5
A	JP 2001-48781 A (大正製薬株式会社) 2001. 02. 20, 請求項1, 第1欄第18行 (ファミリーなし)	1-6
A	JP 2001-302475 A (ライオン株式会社) 2001. 10. 31, 請求項1 (ファミリーなし)	1-6

 C欄の続きにも文献が列挙されている。 パテントファミリーに関する別紙を参照。

## \* 引用文献のカテゴリー

「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの

「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの

「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す）

「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献

「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

の日の後に公表された文献

「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの

「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの

「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの

「&」同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日 01.12.03	国際調査報告の発送日 <b>16.12.03</b>
国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官（権限のある職員） 田名部 拓也 印 4P 9738 電話番号 03-3581-1101 内線 3492